

1975 (毎月1回発行)

6月号

(村の面積)

332,60 km²

発行所 福井県大野郡和泉村

(昭和50年5月1日現在)

村の人口

総人口	2,045人
男女	1,058人
	987人
出生	72人
死亡	33人
転入	25人
転出	24人
世帯数	582世帯



〈地区別明細〉

地区名	面積	農道	用水路	排水路
後野	3 ha	317 m	3,256 m	475 m
川合	2.5	561	581	290
板倉	2	210	506	365
朝日前坂	1.7	165	687	350
下山	1.5	285	480	485
計	10.7	1,538	5,510	1,965

第一次の事業の指定を受けて、生産基盤の整備、経営近代化整備等の各種事業を実施してきましたが、さらに昭和五十年より昭和五十二年までの四年計画で第二次の山振事業が実施されます。

従来より当地域は、あらゆる面で都市に比して立遅れており、また最近の経済の変化により、住民の意識の向上や生活様式の都市化に伴ない生活環境の未整備に対する不満があらわれているのが現状であります。この事業の実施により生産基盤の整備を重点に行ない労働力の省力化と生産性の向上に努め、経営の合理化に資する目

第二次山村地域農林漁業 特別対策事業を実施 総事業費 一億一千六百万円

的で行なわれます。

事業概要

事業費 五五、七二六千円

当地域の圃場は、階段状の未整備田が多く、これら圃場を原則として十アール区画に整備すると共に、農道、排水、用水を整備し、湿田を乾田化することにより、農業機械の導入と、水稲作の近代化および農家所得の増大をはかる。

※水田作経営近代化施設整備事業 事業費 二三、四三六千円

小規模圃場整備事業により十アール区画の乾田を造成し、機械能率の向上をはかるものとし、地区別、ブロック別の協業組織の体制を確立し大型機械、共同育苗施設共同乾燥調整施設を設置し、有効かつ計画的な運用のもとに一貫した省力機械化稲作体系を確立する

その他人口二千余人の住民の地域振興の拠点施設として、事業費三千万円余を投じて、和泉村生活改善センターを設立し、現在まで

投資された農林業施策の成果を最大限に発揮させるための農林業技術の研修、会議並びに地区住民のコミュニケーションのための集会所及び生活改善のための研修、集会、実習等を利用して地域振興の拠点施設として設立検討中であります。

〈事業明細〉

内	訳	数量
農業機械	〈トラクター〉ロータリー式15PSホイール型	3台
	〈田植機〉動力2条植	5台
	〈コンバイン〉カッター付刈り70cm	5台
育苗施設	育苗用建物 本造平屋建	1棟
	育苗機 KE1000S	1台
	育苗箱	4,500箱
	上籾機・圃場機 各1台	2台
	水そう	100坪
	3槽	15棟
	ハウス	15棟
乾燥調整施設	乾燥用建物 本造平屋建	1棟
	循環型乾燥機	30石入 3台
	米選機	14型 1台
	糞すり機・計量機・水分測定器	外1台

国道・県道・施設等の現状視察を行なう

和泉村議会議務は、去る五月二十一日議長ら全員が村内施設等の現状視察を行なった。またこの日、村長を始め、助役、企画室長等も同行し、国、県道の状況を始め、村営スキー場、山菜加工場、しい草栽培、桑園、観光、涙水魚種苗センター、おうれん試験採培地、キャンプ場等、村内の主な施設等の現状視察を行なったものです。

農地を転用する場合は 農業委員会の許可を

農地(田、畑)等を買売したり地目変換する場合には、農業委員会及び県の許可が必要となります。御存知のことと思います。

ややもすると許可を受けないで農地に植林したり、宅地に変えたりする方が時々見受けられますが必ず許可を受けてから行って下さい。また部落内で農用地区域に指定されている農地については、地目変換等については制限があります。細部については農業委員会に問合せ下さい。

農作業メモ!!



六、七月は水稲の主要病害虫がほとんど発生する時期にあたるが、いずれも平年より少ない傾向にある。六月下旬に冷たい曇雨天の日が多くなること、七月の梅雨明けが平年並からややおそくなる見込みであることから、初発は遅れるが、葉いもち病が前年にくらべて多発の傾向がみられ、七月に入ってから進展が懸念されるので、充分注意して下さい。

〈防除対策は五月号広報参照〉

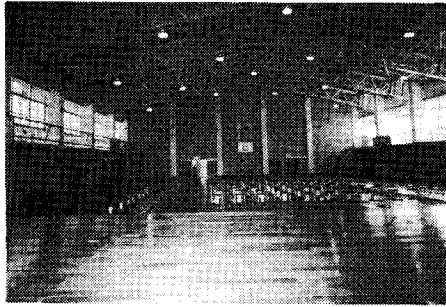
「住みよい村づくり」に

役立つ国民・年金事業

三ヶ年で約八千万円を借入れ!!

村民の皆さんが納められている国民年金や厚生年金の保険料は、やがては年金として皆さんにお返しされますが、それまでは積立金として、安全確実に、かつ、できるだけ有利に運用され、将来の給付財源を確保することに努めるとともに、その運用にあたっては、その一部分が保険料拠出者、年金制度加入者及びその家族の福祉の増進に直接役立つ分野に還流されるようになっております。

すなわち年金積立金の使途は、
①国民生活の安定向上に直接役立つ住宅、生活環境整備(簡易水道等)厚生福祉施設(病院、体育館等)文教施設、中小企業、農林漁



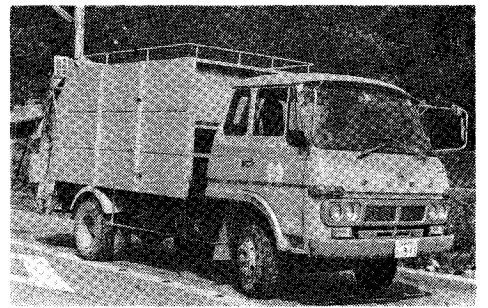
業等の分野に重点を置くこと、
②残余についても、国民生活の安定向上の基礎となる道路、運輸通信、国土保全、地域開発等に運用されることになっており、和泉村では、昭和四十七年と昭和四十八年の二年間で千二百万円を借り入れて村民グラウンドを建設し、昭和四十九年度においては、村民体育館建設資金として六千二百五十万円、火葬場建設資金として二百九十万円、ごみ処理車購入資金として二百五十万円を借入れしてあります。

さらに、保険料拠出者、被保険者等への直接還元という趣旨で、毎年の積立金の預託増加額の以相当額を、年金制度の被保険者等の福祉増進に直接役立つ分野に運用することとされております。

無料調停相談を開設

大野調停協会

大野調停協会は、きたる六月二十五日(水)午前十時より午後四時まで、大野市役所会議室(三階)において、無料調停相談を行ないます。ふるってご相談下さい。
◎相談内容 土地、家屋、金銭、交通事故等の問題について



愛の血液助け合い運動

一ヶ月間(七月一日～三十一日)

近年における社会環境の変化及び医療技術の向上とともに需要の増加している各種血液製剤の供給に一層の円滑化が要求されていきます。そこで、医療に要する血液の供給を献血により確保する体制を確立し、本県血源事業の正常な発展を期するため、広く県民各層の間に献血思想を普及徹底させることを目的として、七月一日から七月三十一日までの一ヶ月間「愛の血液助け合い運動」が展開されることになりました。

この運動の趣旨を充分ご理解いただき、積極的なご協力をお願いします。なお、献血車が八月中旬に本村を訪れる予定ですので、一人でも多くの献血をお願いします。

税キヤンペーンその一

サラリーマンと税金

サラリーマンの給与にかかる所得税について、その計算のしくみを説明します。

一、所得と税金の計算
所得税は原則として一年間の所得の合計額から、基礎控除や扶養控除などを差し引いた残額に税率を適用して算出します。

(1) 所得とは

所得とは、収入そのものでなく収入から、その収入を得るために要した費用など、税法で認められた必要経費を差し引いた残額です。サラリーマンの場合は、給料などの年間収入金額に応じて、概算的に一定額を控除できる給与所得控除が認められています。この計算は次のように決められています

- ▲給料などの収入金額が一五〇万円までの場合……
- 収入金額×40%
- ただし、その金額が一五〇万円未満の場合は、五〇万円となります
- ▼同じく一五〇万円を超え三〇〇万円までの場合……
- 収入金額×30%+15万円
- ▼同じく三〇〇万円～六〇〇万円までの場合……
- 収入金額×20%+45万円
- ▼同じく六〇〇万円以上……
- 収入金額×10%+105万円

なお、実際の計算に当たっては、給与収入が一三〇〇万円未満の場合

は速算表を使います。

(2) 所得控除とは

所得控除には、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除及び基礎控除の十四種類があります。

なお五十年年度の改正で、このうち、配偶者、扶養、基礎の三控除がそれぞれ二六万円に引上げられ障害者、老年者、寡婦、勤労学生の四控除がそれぞれ二〇万円に、特別障害者控除が二八万円に、扶養控除のうち七〇才以上の老人の場合に適用を受ける老人扶養控除が三十二万円に引上げられました(次号は税率、源泉、年末調整)



山火事を防止しよう

!!山を火災から守ろう!!と大野地区消防組合和泉分遣所では、村内の主な林道の入口等、十ヶ所に山火事防止の立看板を設置し協力を呼びかけています。

民話に生きた池が実在

文化財(名勝地)として保存を!!

営林署の協力で実地調査

和泉村教育委員会では、一般の人々から忘れられ、「幻の池」とか「伝説の池」といわれている下大納(早稲谷国有林内)にある通称「越戸の池へ(夫の池・妻の池)」を福井営林署の協力を得て、去る五月二十三日実地調査を行ない民話に生きた池が実在することを確認しました。



(越戸の池)

この日、福井営林署から池崎喜八郎次長ら六名が、村からは教育長外、五名が参加し、同署上大納担当区の山品賢治主任の道案内で実地調査が行なわれたものです。

越戸の池は、下大納地区から、早稲谷林道を約三キロ入ったところから、険しい山の尾根を約二時間登り、さらにここから急な下り坂を約五百米滑り下りると、ブナ

の原生林の生茂っている中に、二つの池が人目を避けるように、ひっそりと横たわっています。

夫の池は、長径約五十米、短径三十米のほぼ円形で、妻の池の方は、長径約三十米、短径十五米ほどであり、現在は雪解け水で、幅二米、深さ五センチほどの浅瀬で二つがつながっています。しかし夏の渇水期には水量が減って二つに分かれると言われています。

池の深さは二つとも約二米ぐらいで、紫色に輝く水面に付近のブナの原生林(樹令約百三十年)が映えて、神秘的な美しさをたたえています。

村では、この池の周囲約十七ヘクタールを、村条例による特別自然保護区に指定する一方、営林署に伐採計画区域から除外するよう文書で要望しています。また、こうしたすばらしい自然景観(池及び周辺のブナの原生林等)でもあり民話の発祥地でもあることから

和泉村の文化財(名勝地)に指定し、ミズバショウの移植や登山道の整備等を行なう計画であります

◎伝説!!(夫の池・妻の池)

その昔、上大納の庄屋の娘お妙(十四才)と上伊勢の庄屋の息子竹松(十八才)との悲恋物語りの舞台で、二人は池のある峠で人目をしのんであったが、二人とも一人っ子的ため結婚できず、入水自殺をしたと伝えられ、それ以後、この池は二人の恋のように一つになったり、二つになったりし人目を避けるように人々から忘れ去られてしまったと伝えられています。

村の文化財を訪ねて

縄文人の生活用具から (1)

村の文化財に指定されている小谷堂遺跡の概要について、本紙先月号をもって紹介しましたが、今回は、縄文人が生活するために使用した道具(土器、石器)等、同遺跡から出土された遺物について紹介いたします。

- (1) 小形磨製石斧(一点)

磨製石斧は、木を切断したり削ったりするための「オノ」「チョウナ」の役目をしていました。
- (2) 石鏃(せきぞく)(三点)

弓の矢の先につけるヤジリで狩猟に用いたものです。
- (3) 石匕(せきひ)(一点)

ナイフの代わりに使用したもので、刃の部分が欠けています

り、飼い犬による咬傷事故があとをたたない状態であります。また野犬による苦情も増加の傾向にあります。こうしたことから犬を飼っておられる方は、次のことに充分注意してください。

- (4) 打製石斧(三点)

石を打ち欠いて作ったもので土掘り具、即ち鍬として使用されたものと考えられます。
- (5) 石錘(せきすい)(十四点)

綱のオモリに使われたもので河原石の両端をすり切り糸かけを作っています。また、中には溝が作られた珍しいものもあります。
- (6) 石皿(いしざら)(一点)

平たい小石をへこませて、皿のようにしてあるのでこの名がつけられたが、実際は木の実などをすりつぶすのに利用されていたといわれています。
- (7) 凹石(くぼみいし)(三点)

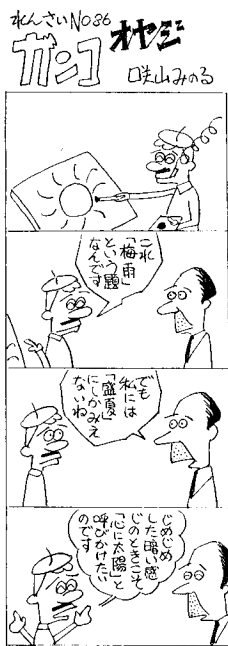
小石にくぼみが残されていますので、そう名付けられていますこれは発火具ともいわれているが、確かな用途はわかっていません。

- 一、犬の所有者は生後三ヶ月以上になったら毎年一回登録を受け春(四月)と秋(十月)の二回狂犬病予防注射を受けること
- 二、飼い犬は、絶対放し飼いをしないこと
- 三、犬を飼う意志がなくなったときは、保健所または役場に連絡して処置してもらうこと
- 四、飼い犬が人を咬んだ場合は、直ちに保健所長に届け出て、犬は獣医師に狂犬病の有無について検診を受けること
- 五、人畜に危害を加えないよう飼い犬を管理すること
- 六、飼い犬に公の場所及び他人の土地又は物件を汚損又は損傷させないこと
- 七、犬舎の内外は汚物を処理し、常に清潔にしておくこと
- 八、飼い犬をつれて歩くときは、引き綱をつけて歩くこと

飼い犬による咬傷事故を防ごう

咬傷事故を防ごう

最近新聞等を賑わせているとお



最近新聞等を賑わせているとお

老人や身体障害者に 無料マツサージを実施

和泉村では、福祉事業の一環として、昨年八月「針、あんま」などが六十五才以上の老人を対象に福井県立盲学校生徒により実施されましたが、本年も同様の計らいにより、来る七月十四日と十五日の両日、老人と身体障害者等を対象に、村内五ヶ所において実施の運びとなりました。

また、この事業が契機となり現在、福井市内において開業されている同校卒業生の「田部先生」より、休日を利用して村内の七十才以上の老人と二級以上の身体障害者の方々に、マツサージ治療の無料奉仕を申し出られ、五月二十九日より、毎週木曜日に診療所において実施中であります。

この心暖かい同先生の申出に対し、村ではより多くの老人や身体障害者の方々がマツサージ治療を受療していただくこと、電気治療機等の導入を計画しています。

なお、この事業は老人や障害者の方々の健康管理の強化を計るとともに、機能障害の軽減につとめるなど、日常生活を容易ならしめるもので、申込み方法等は次のとおりです。

一日の消化患者数は、八人程度とされているため、地域別申込み

順位制を採用し、受療予定日の前日までに申込みすることになっております。なお、消化可能人数をこえた場合は、申込み順位により行ないません。



老人の健康診査が実施

敬老年金支給も併わせ

老人の健康診査が去る五月二十九日、三十日の両日、大野保健所の協力を得て、診療所、中竜支所など、村内四ヶ所において実施され、一〇六名の老人が健康診査を受けました。また、明治三十九年四月一日以前に生まれた人に対する敬老年金が支給されました。



ロード競技で本村を通過

プロ選手権自転車競技大会

第二十二回全日本プロ選手権自転車競技大会(ロード競技)が、去る五月二十二日全国各地から多数の優秀選手が参加して行なわれました。この大会は、本年度のチャンピオンの決定とともに一九七五年度世界選手権自転車競技大会に派遣する日本代表候補選手の選考を兼ねた大会であります。

競技は福井市和田中から九頭竜ダム(折り返し地点)のコースで行なわれたもので、十一時ごろ、赤、黄、青など色あざやかなユニホーム姿の選手約八十名ぐらいいが団になって、約六十〜八十キロの猛スピードで本村を通過した。沿道にはプロ選手を一目見ようと多数の人たちが出て、おしよらい拍手を送っていました。

和泉村消防団の幹部異動

大野地区消防組合が発足してから早二年目を迎えるようとしております。火災の未然予防と初期消火を目標として、常備職員二人、救急車一台、巡廻用ジープ一台を備え、火災、防火に万全の体制を構え、着実にその実をあげています。

和泉村消防団においても左記のとおり幹部異動がありました。新しい幹部の皆様は、意を新たにして消防業務に専念する所存でありますので、御支援の程お願いします。

※第一分団

【分団長】

(新) 平瀬利雄

(旧) 加藤守彦

(新) 三島哲一

(旧) 奥守関次郎

※第二分団

【分団長】

(新) 加藤一美

(旧) 西 昭朗

【副分団長】

(新) 新井基衛

(旧) 中内智利

.....

団長に 嶋田 博君

副団長に 山田直子さん

和泉村青年団

和泉村青年団では、このほどの総会において役員改選があり、新しい役員を決めたほか、年間事業計画を立て、意欲的な活動を目ざしています。

この事業計画では、国内外研修を始め、県内他市町村青年団との

交流、スポーツ教室、ダンス教室読書会、キャンプ、運動会、清掃や花だん造りなどの奉仕活動また冬期青年学級では、婦人や老人との話し合いなど豊富な事業が計画されています。

現在、団員数は四十余名に達し四〜五年前に比べかなり増えております。こうした、明日の和泉村を背負って立つ若者たちの活躍に期待したいものであります。

新旧役員は次のとおりです。

役職名 新役員名 旧役員名

◎ 団 長 嶋田 博 谷口利和

◎ 副団長 山田直子 西 照美

◎ 書 記 表 恵子

◎ 会 計 吉川厚子 林ひとみ

.....

▼人のうごき▼

【死亡】

上大納 土谷松四郎 七八才

朝 日 中山すて 八五才

【婚姻】

下 山 東 治 義

石徹白 堀内 まゆみ

.....

あとがき

六月はいやな梅雨がやってきます。毎日ジメジメした日が続くこと心までしめった感じになります。

子供も外へ出る時間が少なくな運動不足になりがちです。こんなとき、つとめて新鮮な野菜や魚、肉などを食べ、天気の良い日には寝具類を日光消毒しましょう。